

随意契約理由書

件名	名谷ポンプ場非常用発電設備点検整備
契約の相手方	シンフォニアエンジニアリング株式会社 兵庫営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、非常用発電設備の性能を維持するとともに、故障等を未然に防止することを目的とする点検整備作業である。本業務の対象設備は、シンフォニアテクノロジー株式会社が製作を行ったものである。シンフォニアテクノロジー株式会社は、神戸市水道局におけるメンテナンス業務については、唯一の代理店として上記業者にさせることとしている。本業務は、機器の内部点検、調整を行うため、製作者しか知りえない機器内部の専門技術を要し、機器の詳細を熟知している上記業者以外では実施は不可能である。</p> <p>以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所 (電話番号 341-8994)